

津山市監査委員告示第11号  
平成31年3月27日

地方自治法第199条第12項の規定により平成30年度公の施設の指定管理者  
監査の結果に基づく措置通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のと  
おり公表する。

津山市監査委員 仁 木 実  
津山市監査委員 津 本 辰 己

## 監査の対象

指定管理者：つやま斎苑管理グループ

施設名：津山市総合斎場・津山市加茂町斎場

所管部署：環境福祉部環境生活課

## 監査結果報告日

平成31年3月4日

## 措置等の内容

[つやま斎苑管理グループ]

指摘事項 (1)	指定管理者が領収した斎場施設・備品等使用料について、出納帳を整備し整理していたが、現金と照合した際の確認印が残されていなかった。公金であるので、津山市会計規則第23条に定める収納金現金出納簿の様式に準じて確認印欄を設け、現金と照合した証拠を明確に残すよう改められたい。	
区分 (該当に印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	出納簿に担当の確認印を押し、現金と照合した証拠を残すようにした。	

[つやま斎苑管理グループ]

指摘事項 (2)	市から貸与されている備品が故障したため、指定管理者が代替品を購入していたが、故障した備品に貼られていた備品シールを新しく購入した備品に貼り換えており、津山市物品会計規則に基づく事務手続がなされていなかった。市から貸与されている備品に異動がある場合は、所管部署の指導の下、津山市物品会計規則に基づき適正に処理されたい。	
区分 (該当に印)	○	1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
		2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措置等の内容	備品の更新を行った際には、環境生活課へ報告し、津山市物品会計規則に基づき適正に処理していくように改める。	

指摘事項 (1)	指定管理者に市が貸与している備品のうち、既に廃棄されているにも関わらず、市の備品台帳に登録されたままになっているものが見受けられた。備品の帰属に関するトラブルを防止し、適切な管理が行われるよう、備品台帳の整理を行われたい。また、貸与している備品及び斎場で管理している物品については定期的に備品台帳等と照合し、保管状況を明らかにするよう改められたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	備品台帳と実際の備品の現状を確認中。	

指摘事項 (2)	市から貸与されている備品が故障したため、指定管理者が代替品を購入していたが、故障した備品に貼られていた備品シールを新しく購入した備品に貼り換えており、津山市物品会計規則に基づく事務手続がなされていなかった。指定管理者から備品の異動について報告を受けた際は、廃棄等の手続を適正に行い、購入した物品が津山市物品会計規則第3条に定める備品に該当する場合は、新規に備品登録するよう改められたい。また、貸与している備品について適正な管理がなされるよう指定管理者に指導されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	今回指摘を受けた備品も含め、同様の措置を行ったものがないかも含めて、調査中。	

指摘事項 ( 3 )	<p>斎場施設・備品等使用料の領収書について、所管部署は、津山市会計規則第20条第2項の規定に基づき、斎場施設・備品等使用許可書の交付をもって領収書に代えているとの見解であった。しかし、指定管理者は領収の都度、領収書を発行しており、現場の実務と所管部署の見解に相違があることから、領収書の取扱いについて整理されたい。また、許可書を領収書に代えることについては、津山市斎場条例第9条第2項に定める納付の猶予との整合性がとれるようにされたい。</p>	
区 分 (該当に 印)		1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
	○	2．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未措置（何もしていない場合）
措置等 の 内 容	<p>指定管理者において、発行していた領収書は以後発行せず、許可書に変えることとした。なお、津山市斎場条例第9条第2項に定める納付の猶予との整合性については、納付猶予の申告がなされた時点で施設の利用許可を行い、許可書は交付するが、その時点で許可書に料金未領収（納付猶予中）と記載し、納付が完了した時点で許可書へ領収印を押す対応で協議、調整中。</p>	

指摘事項 ( 4 )	<p>指定管理者が整備していた斎場施設・備品等使用料の出納帳には、現金と照合した際の確認印が残されていなかった。公金であるので、津山市会計規則第23条に定める収納金現金出納簿の様式に準じて確認印欄を設け、現金と照合した証拠を明確に残すよう指導されたい。</p>	
区 分 (該当に 印)	○	1．措置済（何らかの措置を実施した場合）
		2．検討・実施中（措置を検討中、措置を実施中の場合）
		3．未措置（何もしていない場合）
措置等 の 内 容	<p>監査実施後速やかに是正指導し、確認印を押すようにし、照合の証拠を残すようにしたことを確認済み。</p>	

指摘事項 (5)	指定管理者が領収した斎場施設・備品等使用料については、月2回、約10万円を目安に入金するよう所管部署と指定管理者との間で取り決められていた。津山市会計規則第24条第1項の規定に基づき、現金は収納の日または翌日には指定金融機関に払い込まなければならない。規定に従い入金ができない特別な事情があるならば、津山市会計規則に基づき適正に整理されたい。	
区 分 (該当に 印)		1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)
	○	2. 検討・実施中(措置を検討中、措置を実施中の場合)
		3. 未措置(何もしていない場合)
措 置 等 の 内 容	施設利用の特性上、施設利用許可及び料金支払い後に利用内容の変更等あった場合、返金が発生することも考えられることから、収納後翌日の振込は現実的ではないため、津山市会計規則第24条第2項に基づき、施設利用の金額(時間帯)が確定したものを金額の多少にかかわらず毎週1回月曜日(月曜日が祝祭日の場合は翌営業日)に振込を行うように会計管理者と協議する予定。	